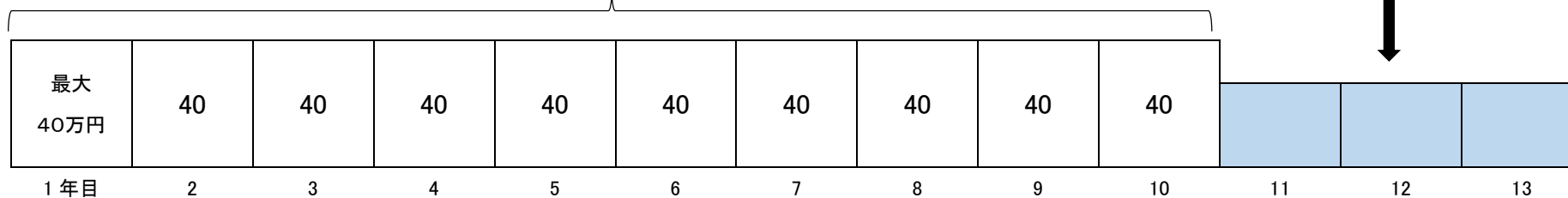


〈住宅ローン控除の拡充イメージ〉

(一般住宅の場合)

改正前の住宅ローン減税
(ローン残高 (最大 4,000 万円) の 1% を控除 (最大 40 万円))

控除期間を 3 年延長
消費税率 2% 引き上げの負担に着目し、
建物購入価格の 2% (2/3% × 3 年間) の範囲で減税



(注) 認定住宅の場合、入居 1~10 年目は各年、ローン残高 (最大 5,000 万円) の 1% を控除 (最大 50 万円)。

11 年目以降の 3 年間、住宅借入金等特別控除可能額は、取得等対価の 2% の 3 分の 1。又は、住宅借入金等の年末残高の 1% のいずれか少ない額となります。